

～北上市令和7年度補助金のお知らせ～

北上市重点振興作物強化事業

《重点振興作物の栽培に取り組む方を支援します》

重点振興作物…アスパラガス、ニ子さといも、ねぎ、せり、小菊、ピーマン、
トマト（ミニトマトを含む）、きゅうり



▼対象者

次のいずれかに該当する方

- ①：重点振興作物の新規栽培または面積拡大に取り組む方
※新規栽培面積または拡大する面積が300㎡以上（せりは100㎡以上）
- ②：重点振興作物を栽培し、機械または設備を導入して経営維持に取り組む方
※栽培面積が300㎡以上（せりは100㎡以上）
- NEW** ③：重点振興作物のハウス栽培において、高温対策資材を用いて高温対策に取り組む方
※栽培面積が100㎡以上

▼補助金額、補助対象となる経費（対象者ごとに補助内容が異なります）

対象者	補助対象経費	種別	補助額
①	栽培用資材費	種苗、支柱、鉢、ネット、ロープ、マルチ	補助対象経費の合計額の <u>4分の1以内</u> の額
	土壌用費	肥料、土壌改良資材、堆肥、農薬、土壌精密検査費	
①②	機械導入費	畝立て・マルチ用機械、育苗用機械、植付用機械、防除用機械、収穫用機械、出荷調製用機械	補助対象経費の合計額の <u>4分の1以内</u> の額 ※上限20万円
	設備導入費	かん水装置、制御装置、ハウス部材	
③	高温対策資材費	遮光幕、遮熱資材、断熱材、塗布剤	補助対象経費の合計額の <u>4分の1以内</u> の額 ※上限10万円

★高温対策に対する支援は新規栽培、面積拡大、経営維持に関わらず活用が可能です。

▼留意事項

- 申請年度の栽培に充てるために購入したものを補助対象とし、予算の範囲内で補助金を交付します。（1,000円未満の端数は切り捨て）
- 購入において値引きやポイントの使用があった場合、値引き額等は補助対象経費から除きます。
- 種別内容は同じ機能を有すると市長が認めたものも含まれます。

▼申込み方法

[JAいわて花巻 北上地域営農グループ](#)へお申し込みください。

補助金はJAいわて花巻 北上地域営農グループを通じて交付されます。

【お問い合わせ先】

北上市農林部農業振興課 園芸畜産係 ▶72-8238

JAいわて花巻 北上地域営農グループ園芸課 ▶71-1333